

介護老人保健施設やすらぎ 入所の料金

30日あたりの目安

所得・財産などの審査で、 自治体より減免認定→		介護保険負担限度額認定対象の方				減免非該当
		世帯非課税				課税
		第1段階	第2段階 年収80万↓	第3段階（1） ①年収120万↓	第3段階（2） ②年収120万↑	第4段階
日 額	食費	300	390	680	1420	1800
	居住費	0	430	430	430	500
	日用品費	150	150	150	150	150
	合計	450	970	1260	2000	2450
月額（A）	×30日	13500	29100	37800	60000	73500

※生活保護の方の食費は負担限度分（300円）が介護扶助で給付されます

（A）＋高額介護サービス費 の月額

月額		(A)				
介護保険自己負担の上限		13500	29100	37800	60000	73500
高 額 介 護	93000					166500
	44400					117900
	24600		53700	62400	84600	
	15000	28500	44100			
	生活保護	4500	→年金など一部負担がある場合は、別途市町村より負担指示			
介護保険サービスの加算等は裏面に記載						

個人でご利用の方のみ（主なもの）

個室利用料（2人部屋）		¥1,100	理美容代	
業者洗濯代			カット	¥3,000
初期ネット代	（1回のみ）	¥2,100	カラー	¥7,000
水洗い（月額）		¥6,000	部分パーマ	¥9,000
ドライ・特殊		¥400/1枚	全体パーマ	¥11,000

※教養娯楽費は実費

利用料減免に関する制度

①介護保険負担限度額認定

介護保険施設に入所した場合の居住費・食費が、非課税世帯の人の内、一定要件を満たす人が介護保険負担限度額認定証の交付を受け、施設に提示することで所得に応じた負担限度額までの自己負担となる制度（自己申請が必要）

②高額介護サービス費

介護保険のサービスを利用した月の利用者負担合計額（同じ世帯内に複数の利用者がいる場合には世帯合計額）が一定の額を超えたときにあとから支給（払い戻し）される制度です

介護保険サービス

①施設サービス費

1 割負担 (2割負担 2 倍、3 割負担は 3 倍になります)

要介護 1	基本算定	¥836	1 日につき
要介護 2		¥889	
要介護 3		¥957	
要介護 4		¥1,013	
要介護 5		¥1,067	
②加算料金		1 割負担	
夜勤職員配置	基準を満たした夜勤職員が配置	¥26	1 日につき
短期集中リハビリテーション (Ⅰ)	入所日から起算して3ヶ月以内に集中的にリハビリを行いつつ、月1回以上ADL評価し、その情報を厚生労働省に提出して計画を見直していること	¥272	
短期集中リハビリテーション (Ⅱ)	入所日から起算して3ヶ月以内に集中的にリハビリを行う場合	¥211	
認知症短期リハビリテーション (Ⅰ)	入所者が退所後生活する居宅または社会福祉施設等を訪問し、把握した生活環境を踏まえた市はポリ経過うが作成し、入所日から起算して3ヶ月以内に集中的にリハビリを行う場合	¥253	
認知症短期リハビリテーション (Ⅱ)	入所日から起算して3ヶ月以内に集中的にリハビリを行った場合	¥127	
在宅復帰・在宅療養支援	在宅復帰の取り組みを一定以上行っている場合	¥54	
若年性認知症受入	65歳未満で認知症の診断を受けている場合	¥127	
外泊時費用	外泊した場合、月6日を限度とし、初日と最終日以外に算定	¥382	月 6 日まで
在宅サービス利用 (外泊)	外泊時、在宅サービスを利用した時に算定	¥844	入所～30日間
初期加算 (Ⅱ)	入所日から30日間に限って算定	¥32	1 日につき
協力医療機関連携加算 (Ⅰ)	相談診療体制を常時確保し、緊急入院を受け入れる協力医療機関との連携	¥53	1 日につき
再入所栄養連携加算	医療機関に入院し、入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合	¥211	1 回につき
入所前後訪問指導加算 1	入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に居宅を訪問し、施設サービス計画の算定及び診療方針を決定した場合。	¥475	1 回限り
入所前後訪問指導加算 2	入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に居宅を訪問し、施設サービス計画の算定及び診療方針、具体的な改善目標を定め、退所後の生活支援計画を策定した場合	¥506	
試行的退所時指導加算	入所中に外泊された時在宅介護の指導を行う	¥422	
退所時情報提供加算 (Ⅰ)	自宅等に退所のとき主治医へ診療状況と日常生活状況を示す文書を紹介したとき	¥527	
退所時情報提供加算 (Ⅱ)	医療機関に入院のとき主治医へ診療状況と日常生活状況を示す文書を紹介したとき	¥264	
入退所前連携加算 1	入所日前後30日以内の時と退所時にも居宅介護支援事業者との連携調整します	¥633	
入退所前連携加算 2	退所時に居宅介護支援事業者への情報提供と連携調整を行います	¥422	
訪問看護指示加算	老健の医師が訪問看護指示書を交付した場合に算定されます	¥317	月 1 回
退所時栄養情報連携加算	療養食を必要とするまたは低栄養状態の方が入院する医療機関に栄養管理の情報提供をした場合	¥74	
経口移行加算	経管食から経口摂取を進めるために栄養管理を行った場合	¥30	
経口維持加算1	摂食障害に対し、個別計画で栄養管理をした場合	¥422	
経口維持加算2	上記の支援の会議に外部の専門家が加わる場合	¥106	1 食につき
口腔衛生管理加算 2	歯科衛生士の口腔ケア、介護士への技術指導	¥116	
療養食加算	糖尿病食等の治療食を提供した場合	¥7	
所定疾患施設療養費加算 2	肺炎、尿路感染症又は帯状疱疹、慢性心不全の悪化について投薬、検査、注射、処置等行った場合	¥506	月10日まで
認知症行動・心理症状緊急対応	認知症行動・心理症状が認められ、在宅困難で受入れの場合(7日を限度とする)	¥211	7 日間まで
認知症チームケア推進加算 (Ⅱ)	認知症介護専門研修を修了した者と介護職員で認知症の行動・心理症状に対応するチームケアを行い、定期的な評価や計画を行っている場合	¥127	1 月につき
リハマネジメント計画書情報加算 (Ⅱ)	入所時と3か月にADL評価を行いリハビリ実施計画の内容を厚生労働省に提出する場合	¥35	月 1 回
科学的介護推進体制加算 2	上記に加えて、心身、疾病の状況等を報告していること	¥64	
生産性向上推進体制加算 2	テクノロジーを活用し、介護サービスの質を保ちながら職員の負担軽減を図る取組	¥11	1 月につき
新興感染症等施設療養費	新興感染症に感染した場合に相談、診療、入院調整の確保をし感染大対策を行って介護した場合	¥253	5 日まで/月
サービス提供体制 1	サービス提供体制を特に強化して基準を満たしている場合	¥24	1 日につき
介護処遇改善加算	介護職員への処遇体制の基準を満たした場合、所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数		